

事 務 連 絡  
平成 27 年 6 月 24 日

各都道府県衛生主管部（局）薬務主管課  
薬事監視担当係 御中

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課  
薬事監視第二係

経過措置対象の医療機器プログラムの回収情報資料の記載例について

薬事監視指導につきましては、日頃より格段のご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、標記の件につき、「薬事法等の一部を改正する法律」（平成 25 年法律第 84 号）附則に基づく経過措置対象である医療機器プログラムにおいて自主回収が発生した場合は、別添の記載例を参考に回収情報資料（インターネット掲載用資料）を作成するよう、製造販売業者等に対して御指導いただきますようお願いいたします。

担当：薬事監視第二係

TEL：03-5253-1111（内線 2766）

03-3595-2436（直通）

FAX：03-3501-0034